

インドにおける女性障害者をめぐる法的問題（特集 アジアの女性障害者 -- 複合差別と権利擁護）

著者	浅野 宜之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	255
ページ	26-29
発行年	2016-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00018795

インドにおける女性障害者をめぐる法的問題

浅野 宜之

●はじめに

二〇一六年九月に開催されたりオデジャネイロ・パラリンピックにおいて、女子砲丸投げ競技で銀メダルを獲得したデーパ・マリク選手のインタビュー記事によれば、同選手は「インドの女性障害者に対する偏見、タブーを破るためにここに来た」と述べたとされる（『朝日新聞』二〇一六年九月一五日）。インドにおいては一九五〇年憲法において性別による差別は禁止されているものの、社会における実態として女性に対する差別は厳然として残っていると考えられる。このような状況のなかで、女性であることと障害があることとの複合的な問題について、法的な取り組みも複雑なものとなりうる。本稿では、インドにおける女性障害者の状況を示したうえで、女性障害者をめぐる法制度の動き

について概観する。最後に、女性障害者の権利とその法的保護が問題となった事例として、リプロダクティブ・ライツ（生殖に関わる自己決定権）が取り上げられた、高裁命令および最高裁判決について概要を紹介する。

●インドにおける女性障害者

二〇一一年の国勢調査によれば、インド全体における障害者数二六八一人のうち、女性は一一八二万人で、障害者全体の約四四・一％を占める。障害種別に見ると、女性障害者全体のうち視覚障害者および聴覚障害者がそれぞれ二〇・二％、肢体不自由者が一七・五％、発話障害者が七・四％、知的障害者が五・四％、精神障害者が二・六％などとされている。労働人口の調査結果を見ると、国勢調査において何らかの労働に従事

していると回答した者のうち女性の割合は二七・四％であり、前述の障害者全体に占める女性の割合に比べて低い数値を示している。教育面でも、女性障害者の非識字率は五五・四％で男性障害者の三七・六％に比べて高く、社会環境において劣位に置かれていたことが分かる。このように数値で表れている状況の他に、女性障害者のなかには施設内で劣悪な待遇を受けているケースがあることが指摘されている。その一つの例としては、国際NGOのヒューマンライツウォッチの報告書『動物以下の待遇』（参考文献①）がある。同報告書によれば、精神的・知的障害がある女性に対しての公的サービスが不足していること、家族が本人の同意なく施設に入所させるなどして、女性障害者を隠そうとするケースがみられること、こう

した施設のなかで暴力的な扱いを受ける場合さえもあるとされている。いわば精神的・知的障害がある女性が法的に無能力とされているということができ、このことが後に述べるリプロダクティブ・ライツに関わる事例とつながる。

●女性障害者をめぐる法的動き

刑事法の分野における動きとして、強姦罪に関連する事項がある。刑法第三七六条は強姦に対する刑罰を規定している条文であるが、通常の強姦罪については一項で「七年以上または無期の懲役」と規定しているのに対し、同条二項一号では「精神的または身体的障害がある者」に対しての強姦罪として、「一〇年以上または無期の懲役」を科するものと定めており、一般の強姦罪よりも重い刑罰の対象となっている。なお、同項では障害がある者に対する強姦のほか、公務員が職務を行う場所において強姦したとき、暴動の起きているとき、準強姦に該当するときなども同様の重い刑罰を科すことが定められており、いわば被害者である女性が抵抗する意思を表明しえない、あるいは表明することが困

難である場合は通常の強姦罪よりも重罰が科せられているということができる。

刑事訴訟法においても障害者が強姦、セクシャル・ハラスメント、酸による傷害などの被害を被ったときの告発および記録作成に関連して、第一五四条に「告発した者が一時的にまたは永続的に精神的または身体的障害がある場合、その者にとって適当な住居などで、通訳者や特別支援教育者の同席の下、記録を作成する」という文言が追加されている。また、警察による証言の聴取に際して自宅以外での聴取を強制されない対象として、一五歳以下または六五歳以上の男女とともに、「身体的障害がある者」が追加されている。インドでは近年、強姦事件に対して厳罰化の動きがあるなかで、前述の改正は必ずしも目を引くものとはいえないまでも女性障害者を対象とする改正として注目しうる。

害がある者の福祉のための国家信託に関わる法などが挙げられる。二〇〇七年障害者の権利条約批准にともない、国内法整備のため障害者法改正を進める動きがあるが、最終的な法改正または法制定にはいたっていないのが実情である。

障害者法改正にあたり、二〇一〇年に障害当事者団体が作成した改正法案では一〇カ条以上にわたり女性障害者に関わる規定が設けられていたが、政府が二〇一二年に提示した法案では、女性障害者に特に言及した条項として以下の規定のみが盛り込まれていた。

第五条一項 関連する政府機関および地方政府は、障害がある女性および女子のすべての権利を、完全かつ平等に享受することができるように措置を取らなければならない。

第五条二項 関連する政府機関および地方政府は、障害がある女性および女子が、他者と平等に人権を享受できるようにすることを目的に、完全な発達、向上およびエンパワーメントしなければならない。

この条文のほか、第一四条で家庭内における虐待や暴力からの保護について規定し、第一七条でリ

プロダクティブ・ライツについて定める条文を設けるなどして、直接的に女性を対象と言及はしていないまでも、女性障害者に関する条項が複数設けられていた。しかし、二〇一四年に議会に提出され、上院を通過した法案では、前述の女性障害者に関わる規定は設けられておらず、第三条「平等および非差別」規定の二項として、「関連する政府機関は、障害がある女性および子どもの権利を保護するために必要な措置を講じ、障害者がその能力を適切な環境の下で活用しうる措置をとらなければならない」とする規定が含まれるにとどまった。このような条文の内容からみると、女性障害者の保護という色彩は薄まったとみることができるといえる。

このように、法制度の整備においては女性障害者の権利保護はいまだ十分に進められているとはいえない状況にある。そのような状況のなか、女性障害者のリプロダクティブ・ライツに関わり、議論となった訴訟が提起された。

●女性障害者とリプロダク

ティブ・ライツ

リプロダクティブ・ライツとは

生殖に関わる自己決定権と定義することができるが、これに関連する議論においては子どもの出産に直結するいわば狭義のリプロダクティブ・ライツにとどまらず、家族計画に関する情報、子どもの数を決定する権利、女性に対して抑圧的な慣習からの自由、平等および非差別なども関連する重要な概念としてとらえられるとしている。

日本国憲法に関する議論のなかでは、第一三条に定める「幸福追求権」に含まれる自己決定権の一つとされる(参考文献②)が、インドではこれにそのまま該当する条項が存在しない。ただし、第二条「生命への権利」は「何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命または人身の自由を奪われない」とする規定であるが、インド最高裁判所は、これを単なる適正手続き条項ではなく、基本権の中心ととらえて、憲法に明示的な規定のない様々な権利についてこの条文を根拠としてきた。これまで第二条を根拠としてリプロダクティブ・ライツに関わる訴訟が提起されてきたが、その内容としては安全な分娩を行うための施設の不十分さや、家族計画事業の問題点を争うものがみられてき

た。これに対し、女性障害者のリプロダクティブ・ライツにかかわる問題として注目を浴びたのが、いわゆるスチタ判決 (Suchita Srivastava and Another vs. Chandigarh Administration ; JT 2009 (1) SC 409) である。

この事件は、チャンディーガルにある施設に入所していた精神遅滞のある女性が強姦の被害にあり、その結果妊娠したことに端を発する。ハリヤナ州政府は、この女性の障害により、将来育児を進めることが困難であるということを理由として、パンジャブ・ハリヤナ高等裁判所に妊娠中絶の許可を求めたものである。

パンジャブ・ハリヤナ高裁は、州政府の求めにもとづき審理したが、当初は法律の文言からだけでは判断が困難であるとし、州政府に対して当事者の精神状態や出産への判断の余地、さらにはもっとも好ましい方法について検討するための専門家委員会を設置するよう命令した。専門家委員会は、当該女性は軽度の精神遅滞であって社会的機能や自立という点では監護が必要であり、これがなければ育児は困難であること、出産や育児のストレスが当該女性の身体に

悪影響を及ぼす恐れがあること、自らの判断を行うにあたり、外部の意見などに容易に影響されやすいことなどを示したが、最終的にいかなる手段を選択することが当該女性およびその胎児にとっても好ましいものであるかについては、身体的、心理的および社会的指標から総合的に判断すべきであると明言を避けるものとなっていた。

本件において問題の解決を困難なものとしていたのは、当該女性本人が出産を希望していたという点である。州政府側代理人は、本人の自由意思には不十分な点があり、妊娠の継続に関する本人の同意は法的にも事実上も同意には当たらないと主張した。これに対し、当該女性は精神遅滞であって精神障害ではなく、妊娠中絶に際しては本人の同意が不可欠である、との反対意見もみられた。そこで裁判所は「パレンス・パトリー（後見人としての国、国親）の管轄権」の枠組みをもとに、当事者の意思が外部からの影響によるものでないことを疑いなく示すことができるかどうかを論点とし、これを示すことができなにかぎりにおいて、当事者の利益を理由として個

人の自己決定に代わり国が決定を行うことを視野に審理を行った。その結果、同高裁は当該女性の「親としての自立」という点については経済的観点や社会的受容の観点からみて不十分であり、また、現在および未来における責任について理解した上での合意とはいえないとして、州政府に対して当該女性の中絶を進める旨の命令を発した。

高裁の発した前述の命令に対し、最高裁判所に対して特別上告許可が求められ、最高裁はこれを認め、前述べた命令の仮差止めを命じた。そして、結論を出すためには高裁が当該女性の同意を得ることなく妊娠中絶を命じることが正しいのか否かという点と、たとえ当該女性が精神的に決断をすだけの能力がないとしても、裁判所がパレンス・パトリーの管轄権を行使するにあたり適切な基準は何かという点について、検討しなければならないとしている。

そのうえで最高裁は、一九七一年医療的妊娠中絶法（以下、妊娠中絶法）においては、成年女性で精神病を罹患していない者については中絶に際して本人の同意が必要であることを前提とし、精神病

と精神遅滞とは明確に異なること、当該女性の示している子どもを持つことへの期待から考えて、その意思はその他の要因に比べても優先されるべきことなどを挙げ、妊娠中絶に際しては精神遅滞の女性であるとしても本人の同意が不可欠であることを示した。なお、精神病と精神遅滞との区別については、障害者法や福祉信託法の規定においても明確に区別されていることを付言したうえで、精神遅滞の者に対しては妊娠中絶にあたり、個人の自治を尊重しなければならぬと述べている。

つづいて第二の点に関しては、妊娠中絶法の条文の文理解釈を超えて、妊娠中絶が当事者にとつての「最大の利益」につながると判断するために、パレンス・パトリーの法理を適用したことは、誤りであったと述べている。そして、精神遅滞のある者の生殖に関わる決定について裁判所が判断するにあたり、依拠することができる基準としては「最大の利益」基準と「代理判断」基準であるとしている。ただし裁判所は、後者の基準について、代理判断に関してはあくまでも当事者が精神的に無能力であることが求められるのに対し、

本件では当該女性は「軽度の精神遅滞」とみなされていたことから、「最善の利益」基準のみを適用すべきであるとしている。そのうえで「最善の利益」といっても、当該女性にとつての最大の利益を優先して考えるべきであつて、後見人や社会一般といったものの利益を優先的に考慮すべきではないこと、当該女性が将来的に支援を必要とし、そのために費用が必要となるにしても、それがリプロダクティブ・ライツの否定の理由にはならないことなどを示した。そして結論として、当該女性の妊娠については本人の合意なくして中絶を行つてはならないことをあらためて述べている。

以上のように、本件では高裁の判断と最高裁の判断とがまったく異なる事態となつた。高裁はその命令において社会的環境にもとづき精神遅滞者が育児を行うことの困難さを挙げて妊娠中絶を求める理由としているのに対し、最高裁は妊娠中絶を行うことが当事者の最大の利益にはならないとして、高裁の命令を差止めた。その違いは、当事者の意思をどれだけ尊重するかという点にある。精神遅滞があつたとしても、リプロダクテ

イブ・ライツを憲法第二一条に定める「生命への権利」を構成するものとしてとらえ、あくまでも妊娠の中絶に関しては、本人の同意が必要なものとしているのである。なお、最高裁は本判決において精神遅滞者に対する強制的断種や妊娠中絶の理由づけとされた優生思想について、完全に非民主的なものであり、憲法第一四条に定める法の前の平等に反するとも述べている。

●おわりに

インドにおける女性障害者の現状をみる限りにおいては、教育や労働などの場面において男性障害者と比べて厳しい状況におかれていることが示されている。こうしたなかで女性障害者の処遇を改善するためにも、現行法の執行を進めるのみならず、法整備の充実化が求められている。とくに、女性障害者の法的能力をより認めていくべきことは、前述のNGOの報告書でもふれられているところである。それは、たとえば施設入所や財産の処分などに際して後見人の決定が当事者の意思に優先することの問題などが指摘されてきたものであるが、今回紹介したりプ

ロダクティブ・ライツに関わる問題もこれに関わる。そして、その一例として挙げられるのがスチタ判決である。最高裁の判決は、障害がある当事者の意思を尊重する方向で判断を行っている。これは障害者の権利条約に適合的な法令の内容を先取りした内容の判決であるということができ、障害者法制の改革に一定の視座を示しうるものといえることができる。すなわち、スチタ判決は女性障害者のリプロダクティブ・ライツに焦点を当てた判例ではあるが、この持つ意義は女性障害者の権利保護に限らず、障害者法制整備の重要な論点に関わるものといえることができる。

ケーララ州にある国立発話および聴覚研究所を、国立リハビリテーションおよび障害学大学に改組するという法案が社会正義およびエンパワーメント省の障害者エンパワーメント局により二〇一六年に作成された。この法案に盛り込まれた第六条において、大学教職員としての着任や大学への入学において性別、カースト、信条などによる差別を設けてはならないと定めたうえで、但書として女性や指定カーストなど社会的弱者に対

する特別規定を設けることは妨げないとしている。同法案が可決され、大学が設置されたときに、女性に対する留保枠にもとづき女子大生や女性教員などが増えることになれば、インドにおける女性障害者の地位向上にもつながりうるものと考えられ、注目される。

(あさの のりゆき／関西大学政策創造学部教授)

《参考文献》

- ① Human Rights Watch, "Treated Worse than Animals" (<https://www.hrw.org/report/2014/12/03/treated-worse-animals/abuses-against-women-and-girls-psychosocial-or-intellectual>).
- ② 佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂、二〇一一年。